

マイナンバーによる情報連携について（本人確認）

マイナンバーによる情報連携を希望する場合は、「地方税関係情報の取得に関する同意書」と次の「個人番号確認書類」及び「身分確認書類」をお持ちください。

➤ 「マイナンバーカード」（表面が「身分確認書類」、裏面が「番号確認書類」となります。）

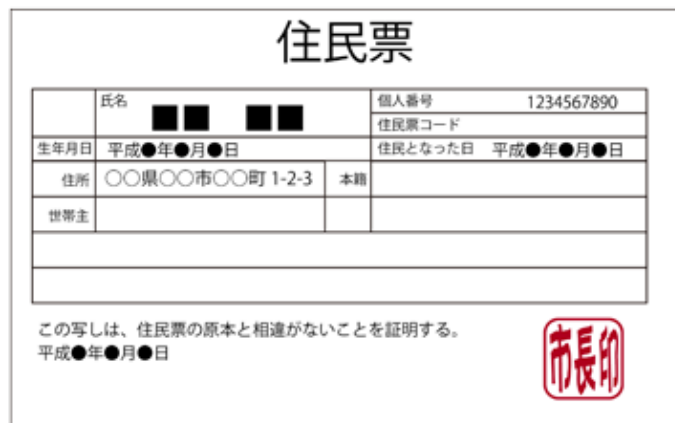
表



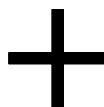
裏



➤ 「マイナンバーの記載のある住民票」又は「個人番号通知カード（注）」＋「写真付きの身分確認書類 1点」



マイナンバーの記載のある住民票



運転免許証




パスポート

など...

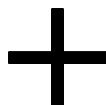
➤ 「マイナンバーの記載のある住民票」又は「個人番号通知カード（注）」＋「写真なしの身分確認書類 2点」

住民票			
氏名	■■■■	個人番号	1234567890
生年月日	平成●年●月●日	住民票コード	
住所	〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3	住民となった日	平成●年●月●日
世帯主			

この写しは、住民票の原本と相違がないことを証明する。
平成●年●月●日



マイナンバーの記載のある住民票



健康保険被保険者証		本人（被保険者）		00111	
記号	21700023	番号	21	平成26年6月25日交付	
氏名	キウカイ 知ウ 協会 太郎	生年月日	平成 元年 5月 10日	性別	男
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	事業所名称	<input type="radio"/> 株式会社	保険者番号	01010016
		保険者名称	全国健康保険協会 <input type="radio"/> 支部	保険者所在地	<input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> - <input type="radio"/> - <input type="radio"/>




健康保険証



年金手帳

など...

◆ 注意事項

- 個人番号通知カードは記載事項（住所等）が現況と異なる場合は個人番号確認書類として使用できません。
- 未申告の場合は、マイナンバーを利用した情報連携はできません。
- 情報連携の場合、照会先の自治体からの回答に時間を要し、受給者証の交付が遅くなる場合がありますので、お急ぎの場合は、所得・課税証明書を提出してください。
- 任意代理人が手続きする場合は、本人からの委任状が必要です。
- 成年後見人などの法定代理人が手続きする場合は、登記事項証明書の写し等の資格を証明する書類が必要です。
- 代理人による手続きの場合の本人確認は、代理人の「身分確認書類」と本人の「個人番号確認書類」をお持ちください。